

議案第6号

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下本則において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下本則において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下本則において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条－第3条）</u></p> <p><u>第2章 指定管理者の指定等（第4条－第13条）</u></p> <p><u>第3章 審査委員会（第14条－第19条）</u></p> <p><u>第4章 異議申出（第20条－第23条）</u></p> <p><u>第5章 管理の特例等（第24条－第26条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第27条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 略</p>

(指定管理者となることができない法人等)

第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、出納長、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定の決定に関する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等（以下「役員等」という。）に就任している法人その他の団体（境港管理組合を除く。）は、指定管理者になることができない。

第2章 指定管理者の指定等

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添付して、

(指定管理者となることができない法人等)

第2条の2 鳥取県議会の議員、知事、副知事、出納長、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定の決定に関する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人その他の団体（境港管理組合を除く。）は、指定管理者になることができない。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添付して、

指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）の指定する日までに、当該知事等に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書（次条及び第20条第2項において「事業計画書」という。）
- (2) 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前3事業年度（知事等がこれにより難いと認める場合にあっては、知事等が別に指定する事業年度。次号において同じ。）における貸借対照表及び損益計算書その他の法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前3事業年度における事業報告書その他の法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 略

2 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は次条若しくは第6条第1項の規定による選定を辞退し

指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）の指定する日までに、当該知事等に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書（次条において「事業計画書」という。）
- (2) 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 略

た法人等（以下「指定取消法人等」という。）は、当該取消し又は
辞退の日から起算して3年間、前項の規定による申請をすること
ができない。

3 指定取消法人等は、当該取消し又は辞退に係る公の施設につい
ては、当該公の施設の管理に関する条例（以下「個別条例」とい
う。）に定める指定管理者の管理の期間（以下「指定期間」とい
う。）の満了後2回の指定期間に係る第1項の規定による申請を
することができない。

4 指定取消法人等以外の法人等であって、指定取消法人等の代表
者が役員等に就任している法人等は、指定取消法人等とみなして
前2項の規定を適用する。

（選定基準）

第5条 知事等は、前条第1項の規定による申請があったときは、
次に掲げる基準によって当該申請の内容を審査し、当該申請に係
る公の施設の指定管理候補者を選定するものとする。

（1）～（4）略

（選定基準）

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲
げる基準によって当該申請の内容を審査し、当該申請に係る公の
施設の指定管理候補者を選定するものとする。

（1）～（4）略

(指定管理候補者の選定の特例)

第6条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。

(1) 略

(2) 第4条第1項の規定による申請がなかったとき、又は前条の審査の結果、指定管理候補者を選定することができなかつたとき。

(3)及び(4) 略

2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定を行おうとする法人等と協議し、第4条第1項各号の書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準によって審査し、当該法人等を指定管理候補者に選定するものとする。

3 第1項第1号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、個別条例にこの旨を定めるものとする。

(指定管理者の指定等)

(指定管理候補者の選定の特例)

第5条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。

(1) 略

(2) 第3条の規定による申請がなかったとき、又は前条の審査の結果、指定管理候補者を選定することができなかつたとき。

(3)及び(4) 略

2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定を行おうとする法人等と協議し、第3条各号の書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準によって審査し、当該法人等を指定管理候補者に選定するものとする。

3 第1項第1号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、それぞれの公の施設の管理に関する条例にこの旨を定めるものとする。

(指定管理者の指定等)